

共済制度補完事業

配当金の還付率（対象期間：R 5. 1～R 5. 1 2）が決定しました。



共済制度補完事業

令和5年（対象期間；令和5年1月1日～令和5年12月31日）の配当金の還付率が決定しましたのでお知らせします。

《還付率》



- ※ 当事業は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として組合員にお返しする仕組みになっています。
- ※ 「重病克服支援制度」、「退職後継続保障制度」及び「医療費支援制度」には配当金はありません。
- ※ 対象期間の途中で脱退された場合には配当金の還付はありません。

配当金につきましては、[令和6年2月22日（木）](#)に組合員の共済組合登録口座へ送金します（令和6年2月15日時点で送金データを作成しています。）。

また、重病克服支援制度に加入された組合員ご本人で、健康診断結果データの提供に同意された方につきましては、3段階（ランク①～ランク③）でランクの判定を行い、ランク①またはランク②に該当した方に配当金の送金とあわせて保険料のキャッシュバックを行います。

- ※ 組合員ご本人が退職した場合は、キャッシュバックの対象外となります。
- ※ 最新の受診日の健康診断結果データをランク判定に使用しています。同年度内に複数回の結果がある場合は最新のものを使用しています。

配当金のお知らせについて

「配当金のお知らせ」につきましては、[『みんなのMYポータル』](#)内での閲覧にてご確認ください。

『みんなのMYポータルアプリ』の登録がお済みでない方は、この機会にご登録ください。

※配布元が「明治安田生命」であることを確認しインストールしてください

iOSの場合



みんなのMYポータル

Androidの場合



みんなのMYポータル